

# 診療報酬に関する院内掲示

## ・明細書発行について

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。  
明細書発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

## ・一般名での処方について

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名ではなく、  
医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

## ・夜間・早朝加算について

社会保険診療報酬等の法改正により、  
平日の18時以降、土曜日の12時以降に受付された場合、  
夜間・早朝等加算の取り扱いとなり、  
初診料・再診料に50点を加算させていただきますので、ご了承ください。

## ・投薬について

当院では、患者様の状態に応じて、28日以上長期処方が対応可能です。  
※生活習慣病管理料（Ⅱ）・特定疾患療養管理料・婦人科特定疾患治療管理料  
※なお、長期処方が対応可能かは患者様の病状に応じて担当医が判断いたします。

## ・ニコチン依存管理料について

当院は、ニコチン依存管理料の届け出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする  
禁煙外来を行っております。院内は全面禁煙になっております。

## ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）について

医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）  
の施設基準に適合し、届出を行っております。

## ・生活習慣病管理料2について

「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」のいずれかを主病として通院されている患者様に  
は、個々に応じた療養計画書に基づいた診療が必須となります。療養計画書は初回はお渡  
しいたします。また4ヶ月に1回程度、内容に変更があった際にもお渡しします。

## ・婦人科特定疾患治療管理料について

器質性月経困難症（子宮筋腫・子宮内膜症・子宮腺筋症などが原因の月経困難症）に対し  
ホルモン剤での治療を行う場合に『婦人科特定疾患治療管理料』を3ヶ月に1回算定するこ  
ととなりました。当院では同管理料算定の為に必要な基準を満たしております。

イーストメディカルクリニック(2026.6)